

	バージョン：0.5
	最終更新： 2023年12月
	次回レビュー： 2024年12月
保護された開示（告発）ポリシー	部門： People & Culture
GLB-HR-21-02-INT	連絡先： jbinnion@keywordsstudios.com
関連資料： 苦情ポリシーと手続き、贈賄禁止条項・汚職防止ポリシー、反脱税ポリシー、制裁ポリシーおよび企業の行動規範	
社外秘・所有権保持 エグゼクティブ・サマリー	

- Keywords Studios plc およびその子会社（以下「キークワーズ」または「グループ」と言います）は、法的要件を高水準で遵守することに取り組んでいます。本ポリシーは、個人が違反（背任行為など）に関する懸念を報告できるように奨励することを意図したものです。
- 本ポリシーでは、違反に関する懸念をキークワーズに提起する方法が説明されるとともに、このような懸念がキークワーズによって真摯に扱われ、正しく調査されることが保証されています。
- 本ポリシーは、報告時に報告に含まれる情報が真実であると考えられる合理的な根拠がある限りにおいて、懸念を報告したことを理由とするあらゆる報復からの保護を提供することを目的としています。
- 本ポリシーに詳細が記載されている通り、背任行為、不正行為、または違反を開示する第一の方法は、グループのオンライン報告ポータル「EQS インテグリティライン」（<https://keywordsstudios.integrityline.com/frontpage>）を利用してセントラルへの開示手続きを行うことです（以下のセクション 8 を参照）。
- キークワーズは組織内における違反について懸念を抱いている個人に対し、当社のセントラルへの開示手続き（<https://keywordsstudios.integrityline.com/frontpage>）を通じて、早期の段階で懸念を報告することを奨励していますが、これは報告の対処において最効率の手段であり、キークワーズおよび報告を行う個人双方にとって最善の利益となるためです。
- 地域での開示および外部への開示が可能です（以下の地域の付録を参照）。

	資料名 保護された開示（告発）ポリシー	資料番号 GLB-HR-21-02-INT	バージョン 0.5
		最終改定日 2023年12月	2912929

資料履歴

日付	バージョン	概要	改定者
1/1/18	0	初稿	Gerry Cleary
9/11/18	0.1	バージョン 1	Gerry Cleary
1/30/19	0.2	語彙、書式、句読点の修正	Gerry Cleary
8/20/19	0.2b	文法訂正 – 「in-action」の正しい綴りは「inaction」	Gerry Cleary
8/27/19	0.2c	第 10 段落の 2 番目の「that」を削除第 12 段落の住所に Dublin 18 を追加、eircode のコンマを削除	Gerry Cleary
12/2/19	0.2d	「開示は、内部監査チームの責任者である Aisling Hanley へ直接報告することもできます。同責任者はシニアマネジメントチームから独立しており、監査委員会責任者へ報告を行います。メールアドレスは ahanley@keywordsstudios.com」を第 12 段落に追加。	Gerry Cleary
1/1/20	0.2d	レビュー	Gerry Cleary
3/15/22	0.3	報告ポータルへの導入および EU 公益通報者保護指令のための更新、付録の新規作成。	Gerry Cleary 、 Aisling Hanley、 Andrew Kennedy
12/4/22	0.3b	Keywords Studios plc の取締役会の最後のコメントを掲載	Andrew Kennedy
9/8/22	0.3c	ダイバーシティ、エクイティ、インクルージョン&ビロッキングに関する Trina Marshall のコメントを掲載	Andrew Kennedy
11/29/22	0.3d	EU 公益通報者保護指令のもと、アイルランドおよびポーランドの国別スケジュールを追加し、当法域における地域での報告の可用性を反映	Andrew Kennedy / Sabrina Tavormina
11/2023	0.4	マイナーチェンジおよびデザインの更新	Ekaterina Ustina
12/2023	0.5	EU 公益通報者保護指令に準拠するために国別の付録を追加掲載	Declan MacQuillan

	資料名 保護された開示（告発）ポリシー	資料番号 GLB-HR-21-02-INT	バージョン 0.5
		最終改定日 2023年12月	 2922929

目次

1.	イントロダクション	3
2.	本書の目的	3
3.	本ポリシーの目的と適用範囲	3
4.	本ポリシーの対象となる懸念	4
5.	本ポリシーの適用範囲外の懸念	4
6.	報復からの保護	5
7.	開示用チャンネル	5
8.	懸念の提起	5
9.	機密性と匿名性	6
10.	「保護された開示マネージャー」の役割	6
11.	キーワードの対応方法	6
12.	虚偽の申し立て	7
13.	開示の対象となった従業員	7
14.	制裁または報復からの保護	7
15.	苦情処理手続き	8
16.	レビュー	8
17.	フィードバック	8
18.	責任	8
19.	契約上の位置付け	8
	付録1－オンライン報告ポータル「EQS インテグリティライン」の概要	9
	付録2－国別スケジュール	

	資料名 保護された開示（告発）ポリシー	資料番号 GLB-HR-21-02-INT	バージョン 0.5
		最終改定日 2023年12月	2932929

1. イントロダクション

キーワーズは、法的要件を高水準で遵守することに取り組んでいます。本ポリシーは個人が懸念を見過ごすのではなく、報告できるように奨励することを意図したものです。キーワーズは組織内における違反（背任行為など）について懸念を抱いている個人に対し、当社のセントラルへの報告チャンネルを通じて、早期の段階で懸念を報告することを奨励しています。違反とは、(i)違法かつ本ポリシーのセクション 4 の適用範囲に該当するあらゆる行為および不作為、(ii)本ポリシーのセクション 4 の適用範囲に該当する法の目標または目的に反するあらゆる行為および不作為、(iii)違法かつ管轄区域において適用される国内法の範囲に該当するあらゆる行為または不作為（該当する場合、詳細は本ポリシーの付録 2 に添付されている関連する国別スケジュールをご覧ください）（以下「違反」と言います）と考えられます。

勤務しているまたは勤務経験のある会社、もしくは仕事を通じて関わっているまたは関わっていた他の組織で発じた実際の違反および発生する可能性が極めて高い違反の可能性に関する合理的な疑いを含め、違反行為に関するあらゆる情報、ならびにそうした違反を隠蔽しようとするあらゆる試みを共有することが奨励されます。

キーワーズは報告を受けた違反行為が、可能な限りグループ内で効果的に対処されるよう取り組んでおり、該当する場合、EU 法違反を通報する者の保護に関する 2019 年 10 月 23 日の欧州議会および理事会の指令の規定に従い対処します（2019/1937）（以下「EU 公益通報者保護指令」と言います）。

2. 本書の目的

本ポリシーでは、キーワーズに懸念を提起する方法が説明されるとともに、このような懸念がキーワーズによって真摯に扱われ、正しく調査されることが保証されています。本ポリシーは、報告時に報告に含まれる情報が真実であると考えられる合理的な根拠がある限りにおいて、懸念を報告したことを理由とするあらゆる報復からの保護を提供することを目的としています。

本ポリシーは以下の開示手続きに関連して特定の個人にガイダンスを提供するものです：

- グループのオンライン報告ポータル「EQS インテグリティライン」を利用したセントラルへの開示手続き（<https://keywordsstudios.integrityline.com/frontpage>）（以下のセクション 8 を参照）。
- 地域および外部への開示手続き（以下の地域の付録を参照）。

各個人はセントラルへの開示手続きを通じて懸念を提起することが奨励されます。

3. 本ポリシーの目的と適用範囲

キーワーズは、各個人が目にした不正行為について懸念を特定および報告する重要な役割を負っていると考えています。キーワーズは報告を受けたグループ内の不正行為に関する真正かつ合理的な懸念を調査します。キーワーズはまた個人が自信をもって報告することが可能で、懸念を報告した結果、差別や不利益、報復を受けることのないように万全を期します。

本ポリシーは、業務に関連する報告対象となる違反に関する情報を得た以下の個人に適用されます：

- 正社員または有期契約社員。
- 請負業者。
- 下請け業者。
- ボランティア。
- 有給または無給研修生。
- 第三者によってキーワーズに派遣される派遣社員。
- 自営業者。
- 株主。
- キーワーズの管理・経営・監督機関の人員（エグゼクティブでない人員を含む）。
- 請負業者、下請け業者、サプライヤーの監督および指示下で働く者すべて。および
- 上記のいずれかに該当し、グループの人員と業務関係を持つ予定または終了した者すべて（例えば、求職者）。

	資料名 保護された開示（告発）ポリシー	資料番号 GLB-HR-21-02-INT	バージョン 0.5
		最終改定日 2023年12月	2942929

本ポリシーは、国際的な事業を含むグループのあらゆる活動に適用されることを意図したものであり、以下を目的としています：

- グループ内の違反に関する懸念が報告された場合、報告者はいかなる報復からも保護され、報復の脅迫や企図を含む行為に対する報告を行った個人に法的保護が適用されることを保証します。
- 提起された懸念に対処する際、性別、性転換、婚姻関係または市民パートナーシップの有無、人種、肌の色、国籍、民族的出自、出身国、障害、年齢、性的指向、宗教または信条、あるいはその他のあらゆる禁じられた理由による差別が生じないことを保証します。
- 本ポリシーの適用対象となる個人が、特に英語を母国語としない場合や読字が困難な場合、容易に理解できる形式によって本ポリシーの文書を閲覧できることを保証します。
- 懸念の報告者が、その懸念に対して配慮された対応を受けることを保証します。また
- マネージャーや従業員に対し、真正な懸念を報告した人を何らかの報復の対象とすることは、悪意のある申し立てと同様に、懲戒処分の対象となる侵犯であることを強調します。

4. 本ポリシーの対象となる懸念

本ポリシーは、以下の分野における違反に関する重大またはセンシティブな懸念に対処することを意図したものです。

- 公共調達。
- 金融サービス、金融商品、金融市場。
- マネーロンダリングの防止。
- テロ資金供与の防止。
- 製品の安全性およびコンプライアンス。
- 交通安全。
- 環境保護。
- 放射線防護および原子力安全。
- 食品および飼料の安全性。
- 動物の健康および動物福祉。
- 公衆衛生。
- 消費者保護。
- プライバシーおよび個人データの保護。
- ネットワークおよび情報システムのセキュリティ。
- 欧州連合の経済的利害に影響を及ぼす違反。また
- 以下を含む、欧州連合の内部市場における違反。
 - 競争法、国家補助規制。および
 - 課税方式を含む法人税に関する規則。

上記の一覧は、EU 公益通報者保護指令に基づき、懸念を招く可能性のある分野（以下「**EU 法違反**」といいます）を示していますが、すべてを網羅するものではありません。上記に記載されていない分野に関連する場合でも、違法かつ懸念の原因となっていると合理的に考えられる違反、他の問題、および懸念を報告することが奨励されます

報告は世界中のあらゆる違反に関連して行うことができます。勤務している国で純粋に発生している問題に限定されるものではありません。

5. 本ポリシーの適用範囲外の懸念

本ポリシーは、職務、雇用条件、同僚との関係性の観点から個人を特定の不利な状況に置いた、もしくは置くことになるキーワードまたはキーワードのスタッフが講じた、もしくは講じる意図のある措置に対する苦情を対象とすることは意図されていません。そのような苦情を申し立てることを望む場合は、キーワードの苦情手続きをご利用ください。詳細は、グループの苦情ポリシーと手続きに記載されています。また、本ポリシーの対象となる問題について、本ポリシーに基づいて個別の懸念として提起するのではなく、意図的に報告を苦情の形式で提起したい場合は、キーワードの苦情手続きを利用することも可能です。

社外秘・所有権保持・所有権表示の対象。印刷物は変更される場合があります。使用前に適切なバージョンであることをご確認ください。

所有権表示：本書には、Keywords Int'lが独占所有権を持つ情報が含まれています。明示的な書面による許可がない限り、開示または使用も明確に禁止します。

	資料名 保護された開示（告発）ポリシー	資料番号 GLB-HR-21-02-INT	バージョン 0.5
		最終改定日 2023年12月	2952929

6. 報復からの保護

キーマーズは、懸念を提起するという決断が難しいものであることを理解しており、これは特に違反に関与している可能性のある関係者（例えば違反を犯した可能性のある関係者など）による報復の恐れを考慮するとなおさらです。キーマーズは、違反が起きたないしは起きる可能性が高いことを結論付ける根拠がなかったことが判明した場合も含め、報告時に報告に含まれる情報が真実であると考えられる合理的な根拠があった場合に懸念を提起したいかなる人物に対しても報復を容認しません。

また報復に対する保護は、該当する場合、(i)ファシリテーター、(ii)報告者と関係があり、業務に関連する状況で報復を受ける可能性のある報告者の同僚や親類縁者などの第三者、および(iii)報告者が所有、勤務する法人または業務上の関係性のある法人にも適用されます。

キーマーズは、必要な措置を講じることを含め適切な手順を用いて彼らを保護します。これにはいかなる形式であれ報復を追及した、もしくは追及すると脅したことが発覚したあらゆる者に対して、最大の場合解任を含めた懲戒措置を取ることが含まれますがこれに限定されません。

7. 開示用チャンネル

開示の最善の方法はグループのオンライン報告ポータル「EQS インテグリティライン」を通じて行うことです（<https://keywordsstudios.integrityline.com/frontpage>）（以下のセクション 8 を参照）。キーマーズは組織内における違反について懸念を抱いている個人に対し、当ポータルを通じて早期の段階で懸念を報告することを奨励しており、これは報告の対処において最効率の手段であり、キーマーズおよび報告を行う個人双方にとって最善の利益となるものです。

地域および外部への開示も可能です（以下の地域の付録を参照）。

キーマーズは報告に含まれる情報が真実であると考えられる合理的な根拠がある限りにおいて、証拠を待ったり自ら調査するのではなく、単なる懸念である段階において懸念を提起することを奨励しています。早期に行動することにより、さらなる損害の可能性を回避することができます。報告は機密として扱われます（以下のセクション 9 を参照）。

報告は匿名で行うことができますが、各個人は自身の氏名とともに報告を提出することが奨励されます。匿名で表明された懸念は効果的に対処することがより難しくなることがあります、その場合も可能な範囲でキーマーズはそれを考慮し、対処します。

8. 懸念の提起

開示の第一の方法はオンラインの報告ポータル「EQS インテグリティライン」を通じて行うことです：<https://keywordsstudios.integrityline.com/frontpage>（ポータルの概要は本ポリシーの付録 1 に含まれています）。ポータルは簡単に使用可能であり、匿名および実名どちらでも報告することができます。申し立てられた違反または懸念に直接関わりのない独立した「ケースマネージャー」（多くの場合グループのピープル&カルチャー、法務または内部監査チームの人員）が対応に割り当てられ、「保護された開示マネージャー」の確認のもとに開示を取り扱います（以下のセクション 10 を参照）。

何らかの理由でポータルにアクセスできない場合、「保護された開示マネージャー」またはグループにより本目的のために指名されたその他の個人に、口頭または書面で開示を行うこともできます。その詳細は以下のセクション 10 に記載されています。

開示に含まれる事実が真実であるかどうかを証明することは個人に期待されていませんが、開示においてセントラルへの手続きを踏む場合、その個人は懸念について根拠があり「合理的な確信」を持っていないてはなりません。

報告はできる限り詳しく為されるべきであり、以下の詳細を含むべきですが、これらに限定されません：

- 報告する不正行為の種類。
- 関係する事象がいつどこで起きたか。
- 誰が関わっており、報告する問題について誰が詳しく知っているか。

	資料名 保護された開示（告発）ポリシー	資料番号 GLB-HR-21-02-INT	バージョン 0.5
		最終改定日 2023年12月	2962929

- 個人または組織がどのように違反を犯したか。および
- 存在する場合、報告に含まれる情報を裏付ける文書またはその他のソース。

9. 機密性と匿名性

グループのオンライン報告ポータル「EQS インテグリティライン」(<https://keywordsstudios.integrityline.com/frontpage>)では匿名性が許容されており、返信は外部の安全な受信箱を通じて行われます。開示は安全性が保たれ、開示を行う人物の機密性が損なわれる危険性のない形式が用いられます。いかなるときも、開示を行う個人の身元ではなく開示に含まれる情報が重視されます。匿名性およびデータ転送については国に固有の必要事項が求められる場合がありますのでご注意ください。国に固有の規則が適用される場合、それらはオンライン報告ポータルでハイライトされており、また一部は以下の地域の付録に詳細が記載されています。

10. 「保護された開示マネージャー」の役割

キーワードズは本ポリシーの管理に最終的責任を負います。

キーワードズは本ポリシーを維持および常時運用する目的で「保護された開示マネージャー」として明示的なシニアエグゼクティブを任命しています。

「保護された開示マネージャー」はグループのピープル&カルチャーの最高責任者、Joe Binnion であり、セントラルへ報告された開示に対応するためにキーワードズ内で行動する権限を与えられています。

保護された開示マネージャーの連絡先詳細は、(i)電話+44 7806 360338、(ii)メール jbinnion@keywordsstudios.com、および(iii) Keywords UK Limited, 4th Floor 110 High Holborn, London, England WC1V 6JS への郵便となります。

開示はグループの法律顧問兼総務責任者 Andrew Kennedy へ直接報告することもできます（メールアドレスは akennedy@keywordsstudios.com）。

何らかの理由により開示がグループの従業員以外によって取り扱われる必要があると思われる場合、エグゼクティブでない独立したディレクターである Keywords Studios plc の監査委員会責任者を介して代わりの連絡先が提供されます（メールアドレスは AuditChair@keywordsstudios.com）。

11. キーワードズの対応方法

保護された開示マネージャー（Joe Binnion）またはケースマネージャー（多くの場合グループのピープル&カルチャー、法務または内部監査チームの人員）は、EQS インテグリティライン経由で提起された懸念に対応します。

申し立ての深刻度に応じて、場合によって開示はしかるべき当局に即座に連絡されます。同様に、早急な措置が必要となる場合（例えば健康および安全面での危険性を排除するためなど）、何らかの他の調査が実施される前に措置が取られます。

違反を譴責されたどの個人にとっても平等な手続きとなることを期して、最初の検分が行われ、非公式または公式の調査のどちらが適切であるか、またその場合にどのような形式が取られるべきかが判断されます。妥当な場合、開示で提起された問題はグループ内の別のステークホルダー、キーワードズ外部のアドバイザー1名または複数名によって調査される場合、あるいは外部監査に連絡される場合があります。

懸念の提起から 7 営業日以内（または地域の法律により必要とされる場合それより前）にケースマネージャーまたは保護された開示マネージャーが報告を行った個人に文面にて返答し、懸念が受理されたことを保証します。取り交わされるやり取りにはキーワードズの従業員アシスタンスプログラム（EAP）などのスタッフ支援メカニズム上の情報が含まれる場合があります。

ケースマネージャーまたは保護された開示マネージャーは以下を行います：

- 必要に応じて報告についてさらなる情報を求めることも含め、開示を行った人物とやり取りを継続します。調査の際に開示を行った個人とケースマネージャーまたは保護された開示マネージャー（もしくは彼らの代理と

	資料名 保護された開示（告発）ポリシー	資料番号 GLB-HR-21-02-INT	バージョン 0.5
		最終改定日 2023年12月	2972929

して働く人物）との間に発生するやり取りの分量は、提起された問題の性質、関連する問題の潜在的深刻度および報告で提供された問題の明瞭性に左右されます。

- 真摯に開示をフォローアップ/調査し、報告に含まれる申し立ての正確性を評価します。また
- 開示を行った人物に問題が進行形の懸案事項となっていることを認識してもらうと共に、報告に関していずれフィードバックが提供されることを保証します。

保護された開示マネージャーは加えて以下も行います：

- すべての提起された懸念および受理した報告、ならびに調査についてのノートおよび結果の記録を従業員の機密性を損なう危険性、あるいは良き信念をもって不正確な開示が為された場合は評判または従業員の雇用記録を損なう危険性のない安全な方法で管理します。また
- 所要の受理された開示の数と種類、取られた措置の記録、および機密性の侵害または報復が起こり、それらへの是正措置が取られた場合はその記録、ならびに本ポリシーを認知しかつトレーニングを受けている旨のステートメントを Keywords Studios plc の取締役会へ提出します。

12. 虚偽の申し立て

キーワードズは報告が為された時点で報告に含まれる情報が真実であると信じられる合理的な根拠がある場合に懸念を提起した人物の保護を図るのと同様に、故意に誤った報告において違反を譴責された人物も保護します。キーワードズは故意に誤った情報を報告したあらゆる個人に対して必要な措置を取ります。これには懲戒措置または解任処分が含まれますが、これらに限定されません。

13. 開示の対象となった従業員

開示の対象となった従業員は正当な扱いを受ける権利を有します。調査の進行中は、保護された開示において調査の結果が保留中の間、全面的に合理的な手順が取られ、申し立ての対象となった人物の機密性が保護されます。

14. 制裁または報復からの保護

キーワードズは良き慣行および高い水準の実現に取り組んでおり、本ポリシーのもとに開示を行った従業員を支援および保護することを目指します。本ポリシーに反して開示を行わないように強いる、または開示を行うよう強いる直接的あるいは間接的な圧力を従業員へ加えることは容認されません。

敵対的な結果が様々な形を取り得ることをキーワードズは認識しています。それは直接的あるいは間接的たり得るものであり、また同僚の従業員、マネジメント、グループに商品・サービスを提供する者あるいは当社の顧客やクライアントによって為され得ます。

そうした報復の例には、従業員が雇用状況に関して以下を含み（これに限定されず）すべての不利な変化を被ることになるあらゆる不当または不利な扱い（行為が作為であるか不作為であるかにかかわらず）が含まれます：

- 停職処分、解雇または解任、もしくは停職処分、解雇または解任の脅し。
- 降格または昇格機会の喪失。
- 配置換え、働く職場の変更、給与の削減または労働時間の変更。
- あらゆる制約、懲戒またはその他の処罰（金銭的処罰を含む）の強制。
- 正当でないネガティブなパフォーマンスレビュー。
- 紹介の差し控え。
- 不要な医療の紹介。
- 病欠時または懲戒ポリシー適用時の不平等な扱い、業務またはイベント出席への不当な選出。
- 強要または脅迫。
- 差別、不利益または不当な扱い。
- 傷害、損害または逸失。
- 報復の脅し。
- 口頭での嫌がらせ - 冗談、批判、冷やかしまたは歌。
- 文章による嫌がらせ - テキストメッセージ、メール、批判またはソーシャルメディアへの投稿を含む。
- 身体的な嫌がらせ - ぶつかる、押しのけるまたはあらゆる形式の暴力。

	資料名 保護された開示（告発）ポリシー	資料番号 GLB-HR-21-02-INT	バージョン 0.5
		最終改定日 2023年12月	2982929

- 脅迫的な嫌がらせ - ジェスチャー、示威または脅迫的ポーズ。
- 社会的活動からの孤立または除外。および
- いじめ。

キーワードは保護された開示を行ったことで従業員に対して処罰または処罰の脅しを行うことはありません。グループは本ポリシーに準拠して開示を行ったことに対して他のいずれかの人物が処罰または制裁の脅し（非公式の圧力を含む）を行うことを許容しません。

良き信念をもって従業員が違反を報告する場合または以下の場合に、あらゆる報復または非合理的な従業員の機密性の侵害を防止および是正する目的でキーワードはしかるべき措置を取ります：

- 違反に関する報告を行っていることが察知された場合。
- 本ポリシーに基づく調査の一環として情報を提供する、または証人として行動する場合。
- 適切な法的規定に基づき是正を求める場合。または
- 本ポリシーに基づいて取られる措置に関わる場合。

これらの保護は、例えば職場の外で実施されるカンファレンス、トレーニングおよび仕事に関連する社交イベントなど職場の外部においても適用されます。

スタッフの一員による処罰または処罰の脅しは容認されません。そうした振る舞いは職権乱用にあたる場合があり、最悪の場合解任を含む懲戒措置につながります。

同様にサプライヤー、クライアントおよびグループが業務上の関わりを持つその他の人員による当社の従業員への処罰または処罰の脅しは容認されず、契約終了、サービスの停止、グループの敷地への出入り禁止またはその他の制裁の適用につながる場合があります。

15. 苦情処理手続き

本ポリシーのもと、制裁への苦情（上記のセクション 14 を参照）または機密性の侵害への苦情（上記のセクション 9 を参照）をグループの「苦情ポリシーと手続き」に則り申し立てることができます。

そうした苦情についてはいずれもコピーも作成され保護された開示マネージャー（上記のセクション 10 を参照）へ知らされなくてはなりません。

16. レビュー

マネジメントチームは本文書の継続的レビューの責任を負います。これは年1回またはグループの営為に影響する組織的変革があり次第実施されます。更新記録が維持され、新たな改訂ごとに加えられた変更点が記録されます。

17. フィードバック

本ポリシーに関するフィードバックはマネジメントチームのいずれかの人員に送ってください。

18. 責任

キーワードのシニアマネジメントは本ポリシーの施行、管理および解釈の責任を負います。

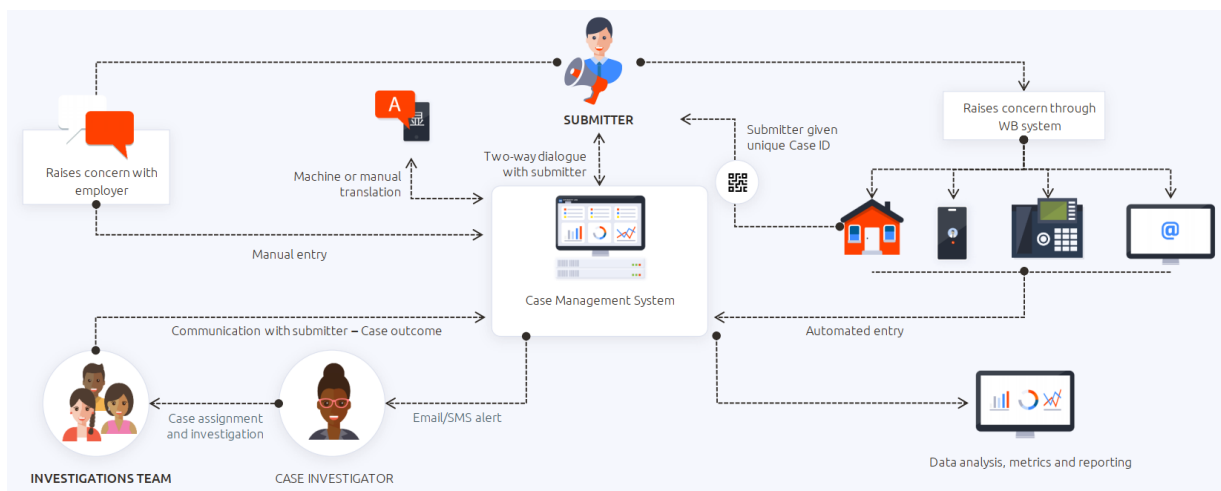
19. 契約上の位置付け

本ポリシーはいかなる従業員にとってもキーワードとの契約の一部を構成するものではありませんが、適用される範囲においてその原則および手続きがすべての従業員により守られることをキーワードは期待します。キーワードは必要に応じて随時本ポリシーの内容を変更する権利を留保します。

	資料名 保護された開示（告発）ポリシー	資料番号 GLB-HR-21-02-INT	バージョン 0.5
		最終改定日 2023年12月	2992929

付録1－グループのオンライン報告ポータル「EQS インテグリティライン」の概要

ポータルへはインターネットにアクセスできるいずれかの機器で<https://keywordsstudios.integrityline.com/frontpage>よりアクセスできます。



	資料名 保護された開示（告発）ポリシー	資料番号 GLB-HR-21-02-INT	バージョン 0.5
		最終改定日 2023年12月	29102929

付録 2 – 国別スケジュール

アイルランド

本スケジュールはガイダンスのみを目的としており、雇用契約の一部を構成するものではありません。キーワードズは、独自の裁量において必要と認められる場合、本スケジュールに対しあらゆる変更または修正を加える権利を留保するものとします。

保護された開示とは？

本ポリシーおよびその根拠となるアイルランドの公益通報者保護法（改正法）2022 年法令（以下「法令」と言います）の目的において、内部告発には、従業員が「**保護された開示**」を行うことが含まれます。

「**保護された開示**」とは、当該従業員の合理的な確信に基づいて、1 件以上の関連する不正行為（以下「**違反**」と言います）を示す傾向にある情報の開示です。本文脈における違反には **EU 法違反**（上記の主要ポリシー内の 4 で定義）および以下が含まれます：

- (a) 侵犯を犯した、犯している、あるいは犯しかねないもの
- (b) 人が何らかの法的義務を遵守しなかった、遵守していない、あるいは遵守が破られかねないもの（従業員の雇用契約または雇用条件のもとに生起するものを除く）
- (c) 無実の罪を着せられた、着せられている、あるいは着せられかねないもの
- (d) 個人の健康または安全が現在危険に晒されている、あるいは今後晒されかねないもの
- (e) 環境に害を与えている、あるいは与えかねないもの
- (f) 公金が不法または不適切に使用されている、あるいは使用されかねないもの
- (g) 公共団体による、あるいはそのための抑圧、差別、重大な過失、または重大な不適切な管理
- (h) 違反が起きている、または起きかねないもの。あるいは
- (i) 上記の(a)から(h)の条項のいずれかに該当する可能性がある情報が、現在隠蔽または破壊されている、または今後そうなる恐れがある。あるいはそのような試みが行われている、または行われる恐れがある。

アイルランドの地域における内部告発

開示の最善の方法はグループのオンライン報告ポータル「**EQSインテグリティライン**」を通じて行うことです（<https://keywordsstudios.integrityline.com/frontpage>）。報告者がセントラルへ報告を行いたくない場合、アイルランドのキーワードズの報告チャンネルがアイルランドの人事チームによって運営されています。このチームは、本役割を履行することを任じられています。

口頭、書面、あるいは実際に会って報告を行うことができます：

- 口頭での報告を行うには、+353 1 902 2730に電話し、Tara Moloneyと連絡を取ってください。
- 書面での報告方法は以下の通りです：
 - 郵便（宛先）：Tara Moloney, Human Resources, Keywords Studios, Whelan House, South County Business Park, Leopardstown, Dublin 18, D18 T9P8, Ireland)。または
 - メール（tmoloney@keywordsstudios.com）で行えます。
- 実際に会って報告を行うには、人事マネージャーのTara Moloneyとの面談を申請してください。

口頭または実際に会って報告をすることにした場合、本役割を履行することを任じられた人事部の Tara Moloney が対応に当たり、会話のメモをとります。報告者にはそのメモを確認し、意見を述べる機会が設けられます。

報告はできる限り詳しく為されるべきであり、以下の詳細を含むべきですが、これらに限定されません：

- 報告する不正行為の種類。

	資料名 保護された開示（告発）ポリシー	資料番号 GLB-HR-21-02-INT	バージョン 0.5
		最終改定日 2023年12月	29112929

- 関係する事象がいつどこで起きたか。
- 誰が関わっており、報告する問題について誰が詳しく知っているか。
- 個人または組織がどのように違反を犯したか。および
- 存在する場合、報告に含まれる情報を裏付ける文書またはその他のソース。

外部の報告ルート

万一、キーワードズ内でセントラルへ、あるいは地域で懸念を提起できそうにないと思われ、かつ報告したい情報が真実であると合理的に考えられる事態が発生した場合は、公益通報者保護制度のコミッショナーを含む法的能力を有する外部機関に報告することをご検討ください。

公益通報者保護制度のコミッショナー

- 電話：+353 1 639 5650
- メール：info@opdc.ie
- 郵便（宛先）：Office of the Protected Disclosures Commissioner, 6 Earlsfort Terrace, Dublin 2, D02 W773

懸念事項の性質によっては、欧州連合の機関、団体、事務局、または代理人に報告することをお勧めします。

	資料名 保護された開示（告発）ポリシー	資料番号 GLB-HR-21-02-INT	バージョン 0.5
		最終改定日 2023年12月	29122929

フランス

本スケジュールはガイダンスのみを目的としており、雇用契約の一部を構成するものではありません。キーワードズは、該当する現地法に従い、独自の裁量において必要と認められる場合、本スケジュールに対しあらゆる変更または修正を加える権利を留保するものとします。

本ポリシーは、Keywords Studios France SAS の全従業員に適用されます。

保護された開示とは？

本ポリシーの目的上、2016 年 12 月 9 日付フランス法第 2016-1691 号、2017 年 4 月 19 日付同施行令第 2017-564 号、および政令第 2022-1284 号（以下「**法規制**」と言います）で規定されている内部告発者の保護を改善することを目的とする法令第 2022-401 号に従い、内部告発は従業員が「保護された開示」を行うことが含まれます。

「**保護された開示**」とは、当該従業員の合理的な確信に基づき、1 件以上の関連する不正行為（以下「**違反**」と言います）に関する情報を報告または開示するものです。本文脈では、**EU 法違反**（上記の主要ポリシーの 4 で定義）および以下が含まれます。

- (j) 侵犯および犯罪
- (k) 利益全般に対する脅威または侵害
- (l) フランスにより正式に批准または承認された国際公約の違反または違反を隠蔽しようとする行為、EU 法の公約に基づく国際機関による一方的行為

本ポリシーにより、従業員は以下の分野におけるあらゆる違反を報告することができます。

- 差別および嫌がらせ
- 銀行取引および金融
- コンペティション
- 労働衛生および労働安全
- 環境保護

懸念の提起

報告の提起方法や提出先について疑問がある場合は、提出前に直属の上司、人事マネージャー、または労使協議会の人員にご相談ください。

フランスの地域における内部告発

開示の最善の方法はグループのオンライン報告ポータル「EQSインテグリティライン」を通じて行うことです（<https://keywordsstudios.integrityline.com/frontpage>）。セントラルへ報告を行いたくない場合、本役割を履行することを任じられたNathalie Duretによってフランスのキーワードズの報告チャンネルが運営されています。

口頭、書面、あるいは実際に会って報告を行うことができます：

	資料名 保護された開示（告発）ポリシー	資料番号 GLB-HR-21-02-INT	バージョン 0.5
		最終改定日 2023年12月	29132929

- 口頭で報告を行う場合は、+33 1 53 17 10 68に電話し、Nathalie Duretに連絡を取ってください。
- 書面での報告方法は以下の通りです：
 - オンラインの報告ポータル「EQS インテグリティライン」：
<https://keywordsstudios.integrityline.com/frontpage>（ポータルの概要は本ポリシーの付録1に含まれています）。
 - 郵便（宛先）：Nathalie Duret, HR Manager, Keywords Studios France SAS, 59 Boulevard Exelmans, 75016 Paris, France)
 - メール (tmoloney@keywordsstudios.com)
- 実際に会ってまたはビデオ会議で報告する場合は、nduret@keywordsstudios.com宛にメールでその旨をご連絡ください。面談は20営業日以内に行われます。

口頭または実際に会って報告することにした場合、事前の同意のもと、ケースマネージャーは会話を録音するか、会話全体の正確な記録をとります。報告者には対談記録の見直し、修正、および内容の正確性を確認する機会が設けられます。

報告はできる限り詳しく為されるべきであり、以下の事実に基づく客観的な詳細を含むべきですが、これらに限定されません：

- 連絡可能な報告者のメールアドレス
- 報告する不正行為の種類。
- 関係する事象がいつどこで起きたか。
- 誰が関わっており、報告する問題について誰が詳しく知っているか。
- 個人または組織がどのように違反を犯したか。および
- 存在する場合、報告に含まれる情報を裏付ける文書またはその他のソース。

報告の受領後 7 営業日以内に、報告時に使用されたメールアドレス、またはご希望の連絡先として指定されたメールアドレス宛に報告受領の通知が書面にて送られます。

ケースマネージャーは報告内容を確認し、当該報告が法規制の適用範囲に含まれ、保護されるべき開示に該当することを確定するために追加情報を求める場合があります。

ケースマネージャーによって通報内容が上記の範囲に該当しないと判断された場合、その判断理由に関する説明はメールにて通知されます。

ケースマネージャーは、報告の受領後 3 か月以内といった妥当な期間内に、申し立てられた内容が立証されているかを判定するために必要な調査を行います。

報告により違反があったと証明された場合、ケースマネージャーは結論および推奨事項をグループの HR 部の適切なシニアメンバーに転送し、同メンバーは必要な是正措置を講じるとともに、通報に記載された人物に対して適切な制裁措置を講じます。

報告の作成者には、当該報告がどのように処理され、どのような措置が検討されたか、または講じられたかについて、メールにて通知が送られます。

機密保持

本報告システムの一部として収集されたすべてのデータは、報告者の身元、報告対象とされる事実、および報告対象とされる人物に関係なく、徹底した機密保持のもとに扱われます。

そのため、報告を収集し処理する担当者には、厳格な機密保持義務が求められています。

	資料名 保護された開示（告発）ポリシー	資料番号 GLB-HR-21-02-INT	バージョン 0.5
		最終改定日 2023年12月	29142929

個人データ

本報告システムの一部として収集された個人データは自動処理の適用対象とされ、CNIL への申告対象となります。

報告を提起する従業員および当該報告の関係者は、自身に関するデータにアクセス、修正または変更する権利を有し、以下のメールアドレス宛にリクエストを送信することにより当該権を行使することができます：
privacy@keywordsstudios.com。

外部の報告ルート

万一、上記の方法で懸念を提起できそうにないと判断され、かつ報告したい情報が真実であると合理的に考えられる事態が発生した場合は、フランスのオンブズマン（*Défenseur des droits*）を含む法的能力を有する外部機関（2022 年 10 月 3 日付フランス法第 2022-1284 号の付録に記載されており、以下の[リンク](#)からアクセス可）に報告することを検討してください。

Défenseur des droits

- 電話：+33969390000
- メール：<https://formulaire.defenseurdesdroits.fr/>
- 郵便（宛先）：Défenseur des droits, Libre réponse 71120, 75342 PARIS CEDEX 07

懸念事項の性質によっては、欧州連合の機関、団体、事務局、または代理人に報告することをお勧めします。

	資料名 保護された開示（告発）ポリシー	資料番号 GLB-HR-21-02-INT	バージョン 0.5
		最終改定日 2023年12月	29152929

イタリア

本スケジュールの目的は、(i)イタリアにおける現地法人の内部報告の方式、(ii)同国における外部報告の可能性、および (ii)EU 公益通報者保護指令の規定に基づくイタリア政令第 24/2023 号（以下、「**内部告発法**」と言います）からの逸脱に関する概要を提供することです。

本ポリシーの適用範囲

本ポリシーのセクション 4（「本ポリシーの対象となる懸念」）に記載されている通り、本ポリシーの適用範囲をさらに明確にするために、イタリアの内部告発法では報告対象となる違反とは、公益および行政機関や民間団体の整合性を害する国内または EU の規制条項への抵触であり、個人が公的または私的な雇用状況において認識したものであるとされています。

イタリアの地域における内部告発

開示の最善の方法はグループのオンライン報告ポータル「**EQS インテグリティライン**」を通じて行うことです（<https://keywordsstudios.integrityline.com/frontpage>）。報告者がセントラルへ報告を行いたくない場合、イタリアのキーワードズの報告チャンネルがイタリアの人事チームによって運営されています。このチームは、本役割を履行することを任じられています。

イタリアの法律に基づき、Keywords Studios Italy S.R.L.に関しては、あらゆる報告を以下の現地法人の内部報告チャンネルを通じて行うことができます：

- グループのオンライン報告ポータル「**EQS インテグリティライン**」：
<https://keywordsstudios.integrityline.com/frontpage>（ポータルの概要は本ポリシーの付録 1 に含まれています）
- 口頭、書面、あるいは面会
 - ✓ 口頭での報告を行うには、+39 261866329 に電話し、Laura Vaccarella に連絡を取ってください。
 - ✓ 実際に会って報告を行うには、lvaccarella@keywordsstudios.com 宛にお問い合わせください。

口頭または実際に会って報告することにした場合、事前の同意のもと、本役割を履行することを任じられている当該の個人は会話を録音するか、会話全体の正確な記録をとります。報告者には会話記録の見直し、修正、および内容の正確性を確認する機会が与えられます。

外部報告チャンネル

本ポリシーのセクション 10 にかかわらず、内部告発法に明示されている以下の場合には、管轄官庁に外部報告を行うことができます：

- キーワードズの内部報告システムが無効、利用不可、または内部告発法の要件を遵守していない場合。
- すでに提出された内部報告が、キーワードズによって対処されていない場合。
- キーワードズによって報告が効果的に処理されていない、または当該報告が報復のリスクを招く可能性があると考えられる合理的な根拠がある場合。
- 違反により公益に急迫した、または明白なリスクが生じる可能性があると考えられる合理的に信じられる場合。

イタリアでは、外部報告の受領、フィードバックの報告、および外部報告に対する事後措置を担当する機関は、イタリア国家汚職防止対策機関（Autorità Nazionale Anticorruzione (ANAC) - ANAC | ホームページ - www.anticorruzione.it）となります。

匿名性

社外秘・所有権保持・所有権表示の対象。印刷物は変更される場合があります。使用前に適切なバージョンであることをご確認ください。
所有権表示：本書には、Keywords Int'lが独占所有権を持つ情報が含まれています。明示的な書面による許可がない限り開示または使用も明確に禁止します。

	資料名 保護された開示（告発）ポリシー	資料番号 GLB-HR-21-02-INT	バージョン 0.5
		最終改定日 2023年12月	29162929

本ポリシーのセクション 10 に加え、個人が報告を行う際、身元を明かす義務はなく、報告は匿名で行うことができることを明確にする必要があります。ただし、報復に対する効果的な保護を可能にし、さらなる情報が必要な場合に報告を適切に管理するため、各個人は自身の氏名とともに報告を提出することが奨励されます。実際に、匿名の報告の場合、当該の個人に関連する報告の記録がなければ、各個人は内部告発者に対する保護を受ける正当性を得られない可能性があります。また、匿名で表明された懸念は効力が弱く、効果的に対処することがより難しくなる傾向にあります。その場合もキーワードズはかかる懸念を最大限に考慮し、それに対処します。いかなる場合においても、報告者の身元は懲戒手続きと刑事手続きの両方において秘匿されます。

データ保護

内部告発報告に関連して提供された情報および個人データは、報告の管理およびフォローアップ、ならびに報告された行為をデータ保護法を含む適用法に沿って調査し必要な措置を講じることを目的として処理されます。

報告に含まれるおよび手続き中に収集される個人データの処理の方法および目的について、詳しくは内部告発報告に関わる内部告発者、報告された人物およびその他の第三者へのプライバシー情報通知を参照してください。

	資料名 保護された開示（告発）ポリシー	資料番号 GLB-HR-21-02-INT	バージョン 0.5
		最終改定日 2023年12月	29172929

スペイン

本スケジュールはガイダンスのみを目的としており、雇用契約の一部を構成するものではありません。キーワードズは、独自の裁量において必要と認められる場合、本スケジュールに対しあらゆる変更または修正を加える権利を留保するものとします。

保護された開示とは？

本ポリシーおよびその根拠となるスペイン内部告発法 / 内部告発者保護法 2/2023（以下「**LPID**」と言います）の目的において、内部告発には、個人が「保護された開示」を行うことが含まれます。

「**保護された開示**」とは、当該従業員の合理的な確信に基づいて、1 件以上の関連する不正行為（以下「**違反**」と言います）を示す傾向にある情報の開示です。ここで言う違反とは、**LPID** で以下のように定義されます。

刑事犯罪または重大なもしくは非常に重大な行政違反となる可能性のある行為または不作為。いずれの場合においても、以下の内容には、財源および社会保障の財政的損失を伴う重大もしくは非常に重大な刑事上または行政上の違反、およびあらゆる **EU** 法違反（上述の主要ポリシーの 4 で定義）が含まれると理解すべきものとします。

地域報告ルート

開示の最善の方法はグループのオンライン報告ポータル「**EQS**インテグリティライン」を通じて行うことです（<https://keywordsstudios.integrityline.com/frontpage>）。報告者がセントラルへ報告を行いたくない場合、スペインのキーワードズの報告チャンネルがスペインの人事チームによって運営されています。このチームは、本役割を履行することを任じられています。

口頭、書面、あるいは実際に会って報告を行うことができます：

- 口頭で報告を行う場合は、**+39 261866329**に電話し、**Laura Vaccarella**に連絡を行ってください。
- 書面で報告を行う場合は、**lvaccarella@keywordsstudios.com**に直接メールを送ってください。
- 実際に会って報告を行うには、**Laura Vaccarella**（**lvaccarella@keywordsstudios.com**）にメールを送って当人と
の面談を申請してください。

報告はできる限り詳しく為されるべきであり、以下の詳細を含むべきですが、これらに限定されません：

- 報告する不正行為の種類。
- 関係する事象がいつどこで起きたか。
- 誰が関わっており、報告する問題について誰が詳しく知っているか。
- 個人または組織がどのように違反を犯したか。および
- 存在する場合、報告に含まれる情報を裏付ける文書またはその他のソース。

外部の報告ルート

万一、上記の方法で懸念を提起できそうにないと判断され、かつ報告したい情報が真実であると合理的に信じられる事態が発生した場合は、当該の問題を法的能力を有する外部機関に報告することをご検討ください。この点において、**LPID** は外部の報告チャンネルの制定、および独立内部通報者保護機関（「**Autoridad Independiente de Protección del Informante**」）の任命を定めています。

いかなる自然人も、**LPID** の適用範囲に含まれる行為または不作為の実行について、直接または対応する内部チャンネルを介した連絡に従って、当機関または対応する地域の自治体または団体に報告することができます。

懸念事項の性質によっては、欧州連合の機関、団体、事務局、または代理人に報告することをお勧めします。

	資料名 保護された開示（告発）ポリシー	資料番号 GLB-HR-21-02-INT	バージョン 0.5
		最終改定日 2023年12月	29182929

データ保護

また、当社は（当社の内部報告チャンネルまたは当社の発現または内部告発制度を通じた）不正行為の報告に関連して、当社の従業員/データ主体が自身のプライバシーや個人データの処理に関して懸念を抱きうることを理解しています。当社が個人の情報を収集および処理する方法について、詳しくはすでにご存じのスペイン用プライバシーポリシーをご確認ください。本文書の最新バージョンは、以下のウェブサイト（<https://www.keywordsstudios.com/en/privacy-notice/>）でいつでも閲覧できます。プライバシーに関する全情報は、EU 一般データ保護規則 2016/679（以下「GDPR」と言います）の第 12 条、第 13 条、第 14 条、スペイン基本法 3/2018 の個人データの保護およびデジタル権利の保証に関する記述（以下「NLOPD」と言います）および LPID の第 29 条から第 34 条に従って、従業員およびデータ主体に対しスペイン語で提供されます。

以下に、LPID に関連する詳細の一部を示します。LPID に基づき、Keywords Studios Spain S.L.は、その取締役会を通じて、報告スキームに関連して処理される個人データの管理者となります。個人情報処理の目的は、報告スキームの実施、管理、検証に加え、調査の結果必要と判断される是正措置の適用のためです。雇用主の規模や相互作用が発生する団体、またはその他の状況により、この制度が法的に義務付けられている場合、（外部報告チャンネルが使用される場合を含め、従業員/データ主体が報告者であるか、またはその他の形で報告された事実に関係しているかにかかわらず）個人情報を処理する法的根拠は、法令（GDPR 第 6.1.c 条）を遵守するためとなります。スキームの実施が単に自発的または便宜的なものである場合、または公的な情報開示に関連するものである場合は、法律によって承認された公共の利益がデータ処理の法的根拠となります（GDPR 第 6.1.e 条）。当社は、厳密に必要なとみなされる場合、または報告者が自分の身元を開示することの有効な同意を示している場合を除き、報告者の身元を報告先の人々や第三者に開示しないものとします。刑事、懲戒、または規制調査に関連して、LPID に従い、担当する裁判所、検察官、または関連する法執行機関を含む相手に対して情報を開示の必要があると考える場合、当社は、進行中の調査や裁判上の手続きに支障をきたす可能性がある場合を除き、かかる開示について報告者に早期に勧告を与えるよう努めるものとします。

上記にかかわらず、従業員/データ主体は、LPID に従って複数の人物が自分の個人情報にアクセスする可能性があることに留意するものとします。LPID の第 32 条に従って、かかる権限を与えられる対象には、(a)内部告発マネージャーならびに報告および調査を実質上管理する人物（該当する場合）、(b)人事マネージャーまたはその代わりに任命された団体（ただし、従業員に対して懲戒措置を講じる必要がある場合に限る）、(c)法務マネージャー（ただし、報告された事実に関して法的措置を講じる必要がある場合に限る）、(d)データ処理担当者、(e)当社のデータ保護責任者、(f)は是正措置を適用するため、または懲戒または刑事上の手続きを進めるために介入が不可欠な他の人々が含まれます。

報告を受けた場合、それを管理する者は、報告された事実と事態の状況を考慮し、正式な調査を開始するかどうかを決定しなければなりません。この決定は、いかなる場合においても、報告を受け取った日から 3 か月以内に可能な限り早く行われるものとします。否定的な決定が行われた場合、または 3 か月の期間内に決定が行われなかった場合、報告に含まれるすべての個人データは削除されるものとします。

従業員/データ主体は、GDPR の第 15 条から第 22 条に従って、アクセス、訂正および消去に加え、処理に関する異議申し立ておよび制限、ならびに（該当する場合には）可搬性の権利を常に保有するものとします。また、従業員/データ主体は、スペインのデータ保護規制当局（Agencia Española de Protección de Datos, www.aepd.es）を通じて、苦情申し立てをできるものとします。

特別なカテゴリーのデータ（例：民族的出自、宗教的信念、性的指向）、報告スキームの目的において不必要なデータ、または虚偽のデータがこの報告スキームに関連して収集または処理されることはありません。LPID で明示的に定められている通り、かかるデータが事故または誤りによって収集された場合、直ちに削除されるものとします。それでもなお、何らかの特別なカテゴリーのデータの処理が法令で義務付けられる場合、これは GDPR の第 9.2.g 条のみに基づくものとします。

	資料名 保護された開示（告発）ポリシー	資料番号 GLB-HR-21-02-INT	バージョン 0.5
		最終改定日 2023年12月	29192929

ドイツ

本スケジュールはガイダンスのみを目的としており、雇用契約の一部を構成するものではありません。キーワードは、独自の裁量において必要と認められる場合、本スケジュールに対しあらゆる変更または修正を加える権利を留保するものとします。

本ポリシーの付録では、ドイツ内部告発者保護法（*Hinweisgeberschutzgesetz*）（以下「法令」といいます）に基づいてドイツに適用される特別な要件と逸脱について規定します。

本ポリシーと本付録の規定の間に矛盾がある場合は、後者が優先されます。本ポリシーおよび/または本付録の規定と適用されるドイツの法律および規制（特に法令で定められた規定）の間に矛盾がある場合は、後者が優先されます。

本ポリシーの対象となる懸念

本ポリシーに基づく報告および開示は、職務活動、または職務活動の準備段階に関連して得られた、法令で定義されている違反に関する情報に限定されるものとします。詳しくは以下のウェブサイト（<https://www.gesetze-im-internet.de/hinschg/BJNR08C0B0023.html>）をご参照ください。その例として、以下が挙げられます：

- 刑法の対象となる違反（例：詐欺、贈収賄、汚職、競争法違反、脅迫、インサイダー取引およびその他の証券詐欺、マネーロンダリング）
- 生命、身体、健康を保護するための、または従業員もしくはその代表機関の権利を保護するための規制に対する罰金の対象となる違反
- 以下が含まれるがこの限りではない、（法令で定義されている）特定の法律分野における国内法および欧州連合法への違反：
 - 公共調達ならびにマネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止。
 - 製品の安全性およびコンプライアンス。
 - 交通安全。
 - 環境保護。
 - 放射線防護および原子力安全。
 - 食品および飼料の安全性。
 - 動物の健康および動物福祉。および
 - プライバシーおよび個人データの保護ならびにネットワークおよび情報システムのセキュリティ。
- （法令で定義されている）公共調達に関する違反。または
- 競争法および国家補助規則を含む、欧州連合の内部市場、ならびに（法律で定義されている）税制上の取り決めを含む、法人税に関する規則の違反。

懸念の提起

一般的な原則

報告は匿名で行うことができますが、各個人は自身の氏名とともに報告を提出することが奨励されます。匿名で表明された懸念は効果的に対処することがより難しくなる傾向がありますが、それでもなお考慮されます。

ドイツの地域における内部告発

	資料名 保護された開示（告発）ポリシー	資料番号 GLB-HR-21-02-INT	バージョン 0.5
		最終改定日 2023年12月	29202929

開示の最善の方法はグループのオンライン報告ポータル「EQSインテグリティライン」を通じて行うことです（<https://keywordsstudios.integrityline.com/frontpage>）。報告者がセントラルへ報告を行いたくない場合、キーワードズの地域内部報告チャンネルがドイツの人事チームによって運営されています。このチームは、本役割を履行することを任じられています。報告および開示は英語またはドイツ語のどちらで行っても構いません。

口頭、書面、あるいは実際に会って報告を行うことができます：

- 口頭での報告を行うには、+39 261866329に電話し、Laura Vaccarellaに連絡を取ってください。
- 書面での報告方法は以下の通りです：
 - オンラインの報告ポータル「EQSインテグリティライン」：
<https://keywordsstudios.integrityline.com/frontpage>（ポータルの概要は本ポリシーの付録1に含まれています）。
 - 郵送（宛先）：Laura Vaccarella, Senior HR Manager, Keywords Studios, Viale Fulvio Testi 11, 20092 Cinisello Balsamo (MI), Italy. または
 - メール：lvaccarella@keywordsstudios.com
- 実際に会って報告を行うには、Laura Vaccarella（lvaccarella@keywordsstudios.com）にメールを送り、当人との面談を申請してください。

口頭または実際に会って報告をすることにした場合、本役割を履行することを任じられた人事部の Laura Vaccarella が対応に当たり、会話のメモをとります。報告者にはそのメモを確認し、意見を述べる機会が設けられます。

報告はできる限り詳しく為されるべきであり、以下の詳細を含むべきですが、これらに限定されません：

- 報告する不正行為の種類。
- 関係する事象がいつどこで起きたか。
- 誰が関わっており、報告する問題について誰が詳しく知っているか。
- 個人または組織がどのように違反を犯したか。および
- 存在する場合、報告に含まれる情報を裏付ける文書またはその他のソース。

報告を受け取ったのち、担当の報告窓口は、理解しやすい報告になっているか、十分な情報が含まれているか、決定的かつ正確な証言が提示されているかどうかを確認するため、妥当性のチェックを行います。これに基づいて、担当の報告窓口は、さらなる措置を検討するかどうか、特に(i)内部調査を実施し、関係者および関係部門に連絡するか、(ii)報告者を他の管轄機関に紹介するか、または(iii)ケースをクローズするか（例：証拠が不足しているためなど）(iv)事件をキーワードズの内部調査部門または管轄の官庁に引き渡すかを決定します。担当の通報窓口は、**7 日**以内に報告の受領を確認し、その結果講じられた措置について **3 か月**以内に通報者に通知します。

報告の記録化

報告は、機密保持要件および適用されるデータ保護に関する法律および規制に従って、恒久的に検索可能な形で記録化されます。

報告が電話を通じた口頭によるものや他の音声に通信によるものだった場合、永久に検索可能な音声記録または逐語記録は、報告者の自発的な同意がある場合にのみ作成されます。報告が対面での面談によるものだった場合、報告者の同意を得て、音声録音または逐語記録が作成されます。

音声録音または逐語記録による記録化に同意しない場合、報告は要約されたコンテンツログの形で記録化されます。報告者には、記録を確認し、必要に応じて修正し、署名または電子フォームによって承認する機会が与えられます。

機密保持

	資料名 保護された開示（告発）ポリシー	資料番号 GLB-HR-21-02-INT	バージョン 0.5
		最終改定日 2023年12月	29212929

報告が法令の適用範囲に含まれる侵犯である場合、または報告時に事実であると信じるに値する十分な理由があった場合、報告の手続きおよび事後措置において、身元の秘密保持の要件が報告者に適用されます（詳しくは上記「本ポリシーの対象となる懸念」のセクションを参照）。身元の秘密保持の要件は、報告の対象者である人物または報告に名前が記載された人物にも適用されます。

身元の秘密保持の要件は、報告チャンネルが今後の報告に有効か否かにかかわらず適用されます。

故意または重大な過失によって、違反に関する誤った情報を報告した人物の身元は秘密保持の対象になりません。

機密保持の要件に対する例外は、キーワードが法令（セクション 9）に従って身元を開示する**法的義務**を負っている場合にのみ認められます。ただし、この規定によれば、人物の身元に関する情報の開示は、特に検察当局の要請に応じた刑事訴訟において、報告後の行政手続きにおける命令によって、または判決に基づいて許可されています。

外部の報告ルート

万一、上記の方法では懸念を表明できそうにないと判断され、かつ報告したい情報が真実であると合理的に信じられる事態が発生した場合は、当該の問題を法的能力を有する外部機関に報告することを検討してください。ドイツに関しては、以下の外的な可能性が存在します：

特にドイツの外部報告チャンネルには、連邦司法局、連邦金融監督庁（BaFin）および連邦カルテル庁に所在する連邦政府の外部報告機関が含まれます。

連邦司法局（*Bundesamt für Justiz*）

- 電話：0049 228 99 410 6644
- ウェブサイト：<https://formulare.bfj.bund.de>
- 郵便（宛先）：Bundesamt für Justiz, Externe Meldestelle des Bundes, 53094 Bonn

特殊な場合：連邦金融監督庁（*Bundesanstalt für Finanzdienstleistungsaufsicht*）

- 電話：0049 228 4108 2355
- ウェブサイト：<https://www.bafin.de>
- 郵便（宛先）：Bundesanstalt für Finanzdienstleistungsaufsicht, Hinweisgeberstelle, Graurheindorfer Straße 108, 53117 Bonn

特殊な場合：連邦カルテル庁（*Bundeskartellamt*）

- 電話：0049 228 9499 5980
- ウェブサイト：<https://www.bundeskartellamt.de>
- メールアドレス：Externe-Meldestelle@bundeskartellamt.bund.de
- 郵便（宛先）：Bundeskartellamt – Externe Meldestelle – Kaiser-Friedrich-Str. 16, 53113 Bonn

連邦国家は、外部の報告チャンネルを制定することもできます。

懸念事項の性質によっては、欧州連合の機関、団体、事務局、または代理人に報告することをお勧めします。

	資料名 保護された開示（告発）ポリシー	資料番号 GLB-HR-21-02-INT	バージョン 0.5
		最終改定日 2023年12月	29222929

マルタ

本スケジュールはガイダンスのみを目的としており、雇用契約の一部を構成するものではありません。キーマーズは、独自の裁量において必要と認められる場合、本スケジュールに対しあらゆる変更または修正を加える権利を留保するものとします。

保護された開示とは？

本ポリシーおよびその根拠となるマルタの公益通報者保護法（改正法）（以下「**法令**」と言います）の目的において、内部告発には、従業員が「**保護された開示**」を行うことが含まれます。

「**保護された開示**」とは、当該従業員の合理的な確信に基づいて、1 件以上の関連する不正なまたは不適切な行為（以下「**不適切な行為**」と言います）を示す傾向にある情報の開示です。ここで言う不適切な行為とは、法令で以下のように定義されます。

- (a) 当人に課せられる法的義務を遵守しなかった、遵守していない、あるいは遵守が破られかねない場合。
 - (b) 個人の健康および安全が現在危険に晒されている、あるいは今後晒されかねない場合。
 - (c) 環境に害を与えている、あるいは与えかねない場合。
 - (d) 実行された、実行されかねない、あるいは実行された可能性がある不正行為。
 - (e) 実行された、実行されている、あるいは実行されかねない犯罪行為。
 - (f) 発生した、発生している、あるいは発生しかねない誤審。
 - (g) 実行された、実行されかねない、あるいは実行された可能性がある賄賂。
 - (h) 公共調達に関する法的義務を遵守しなかった、遵守していない、あるいは遵守が破られかねない場合。
 - (i) 金融サービス、金融商品、金融市場、マネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止に関する法律に違反した、違反している、または違反しかねない場合。
 - (j) 製品安全法およびコンプライアンスを遵守しなかった、遵守していない、あるいは遵守が破られかねない場合。
 - (k) 交通安全の確保を怠った、怠っている、あるいは怠りかねない場合。
 - (l) 放射線防護および原子力安全の確保を怠った、怠っている、あるいは怠りかねない場合。
 - (m) 交通安全の確保を怠った、怠っている、あるいは怠りかねない場合。
 - (n) 消費者保護に関する法的義務を遵守しなかった、遵守していない、あるいは遵守が破られかねない場合。
 - (o) プライバシーおよび個人データの保護、およびネットワークおよび情報システムのセキュリティに関する法的義務を遵守しなかった、遵守していない、あるいは遵守が破られかねない場合。
 - (p) EU 機能条約（TFEU）第 325 条で言及され、関連する EU の措置でさらに規定されている、欧州連合の経済的利益に影響を及ぼす違反が発生した、発生しかねない、あるいは発生した可能性がある場合。
 - (q) EU 機能条約（TFEU）第 26 条第 2 項で言及されている域内市場に関連する違反（欧州連合競争法および国家補助規制の違反を含む）、および域内市場における法人税に関する規則に違反する行為や、適用対象となる法人税法の目的に反する税制上の優遇措置を得ることを目的とする取り決めに関する違反が発生した、発生しかねない、あるいは発生した可能性がある場合。
 - (r) 上記のいずれかに該当する情報が意図的に隠蔽された、隠蔽されている、あるいは隠蔽されかねない場合。
- ただし、この定義の解釈において、デ・ミニマス規則を考慮するものとし、重要でないまたは些細な問題については本法の規定に該当しないものとします。

地域における内部告発

キーマーズの地域内部報告チャンネルがマルタの人事チームによって運営されています。このチームは、本役割を履行することを任じられています。

	資料名 保護された開示（告発）ポリシー	資料番号 GLB-HR-21-02-INT	バージョン 0.5
		最終改定日 2023年12月	29232929

口頭、書面、あるいは実際に会って報告を行うことができます：

- 口頭での報告を行うには、+39 261866329に電話し、Laura Vaccarellaに連絡を取ってください。
- 書面での報告方法は以下の通りです：
 - オンラインの報告ポータル「EQS インテグリティライン」：
<https://keywordsstudios.integrityline.com/frontpage>（ポータルの概要は本ポリシーの付録1に含まれています）。
 - 郵送（宛先）：Laura Vaccarella, Senior HR Manager, Keywords Studios, Viale Fulvio Testi 11, 20092 Cinisello Balsamo (MI), Italy。または
 - メール：lvaccarella@keywordsstudios.com
- 実際に会って報告を行うには、Laura Vaccarella (lvaccarella@keywordsstudios.com) にメールを送り、当人との面談を申請してください。

口頭または実際に会って報告をすることにした場合、本役割を履行することを任じられた人事部の Laura Vaccarella が対応に当たり、会話のメモをとります。報告者にはそのメモを確認し、意見を述べる機会が設けられます。

報告はできる限り詳しく為されるべきであり、以下の詳細を含むべきですが、これらに限定されません：

- 報告する不正行為の種類。
関係する事象がいつどこで起きたか。
- 誰が関わっており、報告する問題について誰が詳しく知っているか。
- 個人または組織がどのように違反を犯したか。および
- 存在する場合、報告に含まれる情報を裏付ける文書またはその他のソース。

外部の報告ルート

万一、上記の方法で懸念を提起できそうにないと判断され、かつ報告したい情報が真実であると合理的に信じられる事態が発生した場合は、当該の問題を法的能力を有する外部機関に報告することをご検討ください。

直接当機関への外部開示を行うかを判断する上で、以下の点を考慮する必要があります。

- i. 不適切な行為の深刻度
- ii. そうした行為の継続、または再発の可能性の有無
- iii. 第三者に対する雇用主の守秘義務に反する開示の有無
- iv. 内部開示の結果として雇用主が講じた、あるいは講じたと合理的に考えられるあらゆる措置

開示先の当該機関によって、内部開示が為されるべきであると判断され、報告への対処が拒否されることがあります。当該機関は、45 日以内に外部開示の必要性を検討し、結論を出す必要があります。開示が適切に行われたと判断された場合、当該機関はその判断結果を妥当な期間内に書面で通知する必要があります。

外部開示を行うことのできる開示先機関および関連する開示の対象となる事項は、本ポリシーの付属書 A に記載されています。

	資料名 保護された開示（告発）ポリシー	資料番号 GLB-HR-21-02-INT	バージョン 0.5
		最終改定日 2023年12月	 29242929

付属書 A

機関

対応事項

監査長官	公共財政に関する法律、規則、規制違反および公的資金の不正使用
歳入長官	所得税、法人税、資本利得税、印紙税、国民保険料、付加価値税、または歳入法上の「利用行為」
ボランティア組織委員	ボランティア組織の活動
金融情報分析機関	マネーロンダリング防止法上のマネーロンダリングまたはテロ資金供与
マルタ金融サービス機構	信用機関および金融機関の業務、保険業務および保険仲介者の活動、投資サービスおよび集団投資スキームの提供、年金および退職年金基金、規制市場、証券集中保管機関の顧客、専門的または個人的に行われる信託業務、ならびにマルタ金融サービス機構の監督および規制の管轄下に時折置かれる、その他の活動またはサービス分野。
オンブズマン事務所（マルタ国会オンブズマン）	i) 公衆衛生、安全、環境への実質的なリスクを伴い、立証された場合、犯罪となる行為。および ii) 不適切な行為に該当し、他のいかなる当局への報告も指定されていないあらゆる事項
汚職防止委員会	腐敗行為

懸念事項の性質によっては、欧州連合の機関、団体、事務局、または代理人に報告することをお勧めします。

	資料名 保護された開示（告発）ポリシー	資料番号 GLB-HR-21-02-INT	バージョン 0.5
		最終改定日 2023年12月	29252929

ポーランド

合理的根拠をもとに、法令違反（以下「**違反**」と言います）に関する疑いを抱える個人は、本スケジュールに従って、関連情報を報告することができます（以下「**報告**」と言います）。ポーランド内部告発法（以下「**法令**」と言います）によると、違反に関する情報とは、合理的な疑いを含む以下に関する情報を指します：

- 実際に発生した、あるいは発生する可能性のある違反。
 - 従業員が勤務している、あるいは勤務していた法人。
 - 従業員が採用またはその他の契約前交渉に関与した法人。
 - 従業員が業務上接触している、あるいは接触した他の法人。あるいは
- そうした違反を隠蔽しようとする試み。

違反とは？

違反とは、EU 法またはポーランド法の目的および/または適用を損なう違法行為または不作為であり、以下の分野に含まれるものすべてを指します：

- 公共調達。
- 金融サービス、金融商品、金融市場。
- マネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止。
- 製品の安全性およびコンプライアンス。
- 交通安全。
- 環境保護。
- 放射線防護および原子力安全。
- 食品および飼料の安全性。
- 動物の健康および動物福祉。
- 公衆衛生。
- 消費者保護。
- プライバシーおよび個人データの保護。
- ネットワークおよび情報システムのセキュリティ。
- ポーランドの国庫および欧州連合の経済的利益。あるいは
- 欧州連合競争法および国家補助規制の違反や法人税に関する規則違反を含む欧州連合の内部市場。

上記に記載されていない分野に関連する場合でも、違法かつ懸念の原因となっていると合理的に考えられる違反、他の問題、および懸念を報告することが奨励されます。

懸念の提起

一般的な原則

キーワードズは報告に含まれる違反に関する情報が真実であると考えられる合理的な根拠がある限りにおいて、単なる懸念である場合、証拠を待ったり自ら調査するのではなく、懸念を提起することを奨励しています。早期に行動することにより、さらなる損害の可能性を回避することができます。報告は機密として扱われます。

違反行為を疑う合理的な根拠がある限り、報告が誤りであることが判明した場合でも、報告者に対する報復は一切認められない点にご留意ください。ただし、違反行為に関して悪意のある報告が行われた場合、当該報告により被害を負った当事者は、ポーランド中央統計局（GUS）の総裁により発表された通り、当該報告日に有効な事業部門の平均月給以上を、当該報告者から補償される権利を有します。

	資料名 保護された開示（告発）ポリシー	資料番号 GLB-HR-21-02-INT	バージョン 0.5
		最終改定日 2023年12月	29262929

匿名による報告も可能であり、その場合も報告者は本スケジュールに基づいて保護されます。ただし、各個人は自身の氏名とともに報告を提出することが奨励されます。匿名で表明された懸念は効果的に対処することがより難しくなる傾向がありますが、その場合も考慮されます。

ポーランドの地域における内部告発

キーワードズの地域内部報告チャンネルが **Sperasoft Poland Sp. z o.o.**の人事チームによって運営されています。このチームは、本役割を履行することを任じられています。口頭、書面、あるいは実際に会って報告を行うことができます：

- 口頭での報告を行うには、**+48 519 633 689**に電話し、**Patrycja Szwed**に連絡を取り、本国別スケジュールに基づいて対話が進められることを予めお伝えください。
- 書面での報告方法は以下の通りです：
 - オンラインの報告ポータル「**EQS インテグリティライン**」：
<https://keywordsstudios.integrityline.com/frontpage>（ポータルの概要は本ポリシーの付録1に含まれています）。
 - 郵送（宛先）：**Patrycja Szwed, Human Resources, Keywords Studios, Global Office Park, ul.Zabrska 17, bud.A1, 40-083 Katowice, Poland**、または
 - メール（pszwed@keywordsstudios.com）。優先性および機密性を保持するため、件名に「内部告発」と明記してください。
- 実際に会って報告を行うには、シニア人事マネージャーの**Patrycja Szwed**との面談を申請してください。

報告の調査のため、できる限り詳細な情報をご提供ください。有益な詳細は以下の通り：

- 日付、時刻、場所。
- 報告の対象となる組織の名称。
- 関係者名および役職名。
- 報告者と関係者の関係。
- 懸念の全般的な性質。
- 問題に気づくまでの経緯。
- 証人候補。
- 報告内容を裏付けるその他の情報（書類を含む）。および
- ご希望の報告に関するフィードバックの受領方法（例、個人的なメールアドレスや他の通信チャネル）。

報告が提出されると、報告者には提出後 7 日以内に報告受領の通知が送られます。

(i)報告内容の確認、(ii)報告者への接触、(iii)追加情報の要求、および(iv) フィードバックの実施を含む事後措置を講じる権限を有するキーワードズ内の公正な組織内ユニットおよび人物は、**Sperasoft Poland Sp. z o.o.**の人事チームであり、とりわけ **Patrycja Szwed** です。各報告特有の状況により、異なる調査手順が必要となる場合があるものの、すべての調査は以下の方法で行われます：

- 公正なプロセスが踏まれる。
- 状況が許す限り、迅速かつ効率的に実施される。
- 報告された事項を立証する十分な証拠があるか検討される。および
- 当該関係者から独立した立場で調査が行われる。

報告に関するフィードバックは、報告の対象である問題に速やかに対処する必要性を考慮し、妥当な期間内に行われる必要があります。この期間は 3 カ月を超えるべきではありません。

本国別スケジュールに従って受領された報告は、報告の登録（以下「登録」と言います）に記録されます。登録は、シニア HR マネージャーである **Patrycja Szwed** によって保管されています。登録内容は以下の通りです：

	資料名 保護された開示（告発）ポリシー	資料番号 GLB-HR-21-02-INT	バージョン 0.5
		最終改定日 2023年12月	29272929

- 報告番号。
- 侵害の件名。
- 個人および関係者の識別に必要な個人データ。
- 個人の連絡先アドレス。
- 報告の日付。
- 講じられた事後措置に関する情報。
- 事案の終了日。

登録された情報は、事後措置が完了した年度の終了後、15 ヶ月間保管されるものとします。

外部の報告ルート

万一、上記の方法では懸念を表明できそうにないと判断した場合は、事前の内部報告書を提出せずに、当該の問題をポーランド人権委員または公的機関に報告することを検討してください。懸念事項の性質によっては、欧州連合の機関、団体、事務局、または代理人に報告することをお勧めします。外部の報告は、口頭、紙、または電子形式で行なえます。キーワーズの社内規制または倫理基準に関連する違反については、外部報告ルートを利用できないため、内部報告を行う必要があります。

機密保持

報告に対処する関係者は、報告者の身元を開示してはならず、各関係者は報告に関する情報を機密扱い取り扱うことをキーワーズは保証します。報告者の身元は、以下の場合にのみ共有されます。

- 報告者が同意した場合。
- 国家当局や司法手続きにおいて、関係者の弁護権を保護する観点も含めて適用法によって課される必要かつ相応の義務があります。
- キーワーズが法律により許可されている場合、または法律により義務付けられている場合。

個人が内部報告を行う場合、キーワーズは、適用される法律および規制に準拠し、さらに社内のプライバシーポリシーおよび従業員プライバシー通知に従って、収集された個人データを処理します。個人が報告を行った時点から収集されたデータは安全に保管され、必要な期間のみに限り、許可された個人がアクセス権を持ち、許可された個人にのみ開示されます。

その他

本スケジュールは、キーワーズで働く従業員の代表者と協議した上で作成されたものであり、作業を行っている関係者に通知された日から 14 日後に発効します。

	資料名 保護された開示（告発）ポリシー	資料番号 GLB-HR-21-02-INT	バージョン 0.5
		最終改定日 2023年12月	29282929

ルーマニア

本スケジュールはガイダンスのみを目的としており、雇用契約の一部を構成するものではありません。本スケジュールは、公共の利益に関する内部告発者の保護に関する法律第 361/2022 号（以下「法令」と言います）に基づいて発行され、それに関連して、本スケジュールが規定する事項に関しては、他のいかなる内部ポリシーまたは規制などよりも優先されます。キーマーズは、独自の裁量において必要と認められる場合、本スケジュールに対しあらゆる変更または修正を加える権利を留保するものとします。

保護された開示とは？

本ポリシーおよび法令の目的において、内部告発には、従業員が「**保護された開示**」を行うことが含まれます。

「**保護された開示**」とは、報告者が職業上の状況で知り得た情報の開示であり、当該従業員の合理的な確信に基づいて、1 件以上の関連する不正行為（以下「**違反**」と言います）を示す傾向にあるものです。本文脈では、EU 法違反（上記の主要ポリシーの 4 で定義）も含まれます。

ルーマニアの地域における内部告発

開示の最善の方法はグループのオンライン報告ポータル「EQSインテグリティライン」を通じて行うことです（<https://keywordsstudios.integrityline.com/frontpage>）報告者がセントラルへ報告を行いたくない場合、ルーマニアのキーマーズの報告チャンネルがルーマニアの人事チームによって運営されています。このチームは、本役割を履行することを任じられています。

口頭、書面、あるいは実際に会って報告を行うことができます：

- 口頭での報告を行うには、+48 519 633 689に電話し、Patrycja Szwedに連絡を取ってください。
- 書面での報告方法は以下の通りです：
 - オンラインの報告ポータル「EQSインテグリティライン」：
<https://keywordsstudios.integrityline.com/frontpage>（ポータルの概要は本ポリシーの付録1に含まれています）。
 - 郵送（宛先）：Patrycja Szwed, Human Resources, Keywords Studios, Global Office Park, ul.Zabrska 17, bud.A1, 40-083 Katowice, Poland、または
 - メール：pszwed@keywordsstudios.com
- 実際に会って報告を行うには、シニア人事マネージャーのPatrycja Szwedとの面談を申請してください。

口頭または実際に会って報告をすることにした場合、本役割を履行することを任じられたシニア人事マネージャーの Patrycja Szwed が対応に当たり、会話のメモをとります。報告者にはそのメモを確認し、意見を述べる機会が設けられます。

報告はできる限り詳しく為されるべきであり、以下の詳細を含むべきですが、これらに限定されません：

- 自身の姓名および連絡先情報
- 報告する不正行為の種類。
- 関係する事象がいつどこで起きたか。
- 誰が関わっており、報告する問題について誰が詳しく知っているか。
- 個人または組織がどのように違反を犯したか。
- 存在する場合、報告に含まれる情報を補助する文書またはその他のソース。および
- 自身の署名。

	資料名 保護された開示（告発）ポリシー	資料番号 GLB-HR-21-02-INT	バージョン 0.5
		最終改定日 2023年12月	29292929

外部の報告ルート

万一、上記の方法では懸念を表明できそうにないと判断され、かつ報告したい情報が真実であると合理的に信じられる事態が発生した場合は、当該の問題を法的能力を有する外部機関に報告することを検討してください。この機関には、ルーマニア国家誠実機関（ルーマニア語：Agentia Nationala pentru Integritate）も含まれます。

ルーマニア国家誠実機関

- 電話：+40 372 069 869
- メール：avertizari@integritate.eu
- ウェブサイト：hhttps://avertizori.integritate.eu
- 郵便（宛先）：Agentia Nationala pentru Integritate, 15 Lascar Catargiu Bvd., postal code:010661, district 1, Bucharest - Romania

懸念事項の性質によっては、欧州連合の機関、団体、事務局、または代理人に報告することをお勧めします。